

営利基準判別

【営利】

使用団体または個人		例
1	事業者	株式会社、合名会社、合同会社、合資会社、有限会社 等
2	士業事務所	弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士、弁理士 等
3	個人事業主	※確定申告を行う必要がある活動 教室、私塾、施術業、法律系事務所、建築系事務所、芸術関係、商店、美容関係、コンサルタント、インターネットショップ、ネットワークビジネス 等
4	スクール・教室・塾 等	※発表会・式典での利用を除く ダンススクール、語学教室、学習塾、お稽古事、ピアノ教室 等

【非営利】

使用団体または個人		例
1	行政機関（官公庁）・公社	地方公共団体、国公立学校、国公立病院、警察署、消防署、税務署 等
2	学校法人	私立学校の設置を目的として設立される法人
3	公益法人・社団法人・財団法人	商工会議所、青年会議所、交通安全協会 等
4	医療法人	医療法人の名がつく医療施設、介護老人保健施設
5	社会福祉法人	老人ホーム、デイサービスの会社 等 ※社会福祉事業を行うことを目的として設立、許可された法人
6	NPO 法人・NGO	特定非営利活動法人（NPO 法人）、非政府組織（NGO） 等
7	社会奉仕団体	ライオンズクラブ、ロータリークラブ 等
8	宗教法人	宗教法人として許可されていること
9	事業組合	農業協同組合、信用協同組合、労働組合 等
10	士業・専門職の集まりで対外的な活動を行う団体	弁護士会、税理士会 等
11	政治団体	政党等（届出がされていること）
12	市民団体	社会教育関係団体、非営利で社会貢献活動や慈善事業を行う市民団体や任意団体・ボランティア団体 等
13	個人、一般の方	※確定申告を行う必要がない活動 個人、サークル活動 等

（注意）

※非営利に該当する個人や団体の場合も、物品の広告・宣伝・販売・勧誘や、その他これらに類する目的として使用すると判断する場合は、営利利用とみなし、基本料金から3割増になります。

※最高額が1,500円以上の入場料・受講料・参加費等を徴収するときは、基本料金から3割増になります。